適合性検査手続き書
「乳幼児用ベッド」

一般財団法人　日本文化用品安全試験所

１．適合性検査とは

消費生活用製品安全法（昭和 48 年 6 月 6 日法律第 31 号。以下「法」という。）では、特別特定製品を製造する者又は輸入する者は、当該特別特定製品を販売するときまでに登録検査機関の適合性検査を受け、かつ、適合する旨の証明書の交付を受け、これを保存しなければならないことが、法第１２条第１項に規定されております。

本財団は、この法に基づく登録検査機関として「乳幼児用ベッド」の適合性検査を実施しております。

２．適合性検査の種類

法第１２条第１項第１号及び第２号では、適合性検査の種類として次の２種類を掲げております。

第１号検査：当該特別特定製品の検査

第２号検査：試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるものの検査

３．適合性検査の申請先

第１号検査及び第２号検査ともに本財団まで申請して下さい。連絡先は次のとおりです。

一般財団法人　日本文化用品安全試験所

東京事業所　製品安全部製品安全課

東京都墨田区東駒形４－２２－４

電話　03-3829-2509　　FAX　03-3829-2595

大阪事業所　生活用品部製品安全課

大阪府東大阪市水走３－６－１４

電話　072-968-2226　　FAX　072-968-2221

４．第１号検査について

（１）　申請

本財団あてに「第１号検査申請書」及び、次に示す「添付書類」を提出して下さい。

添付書類

ⅰ）　当該乳幼児用ベッドの型式区分表

ⅱ）　当該乳幼児用ベッドの構造図、材質及び性能の概要

ⅲ）　製造事業者又は輸入事業者の名称について、略称を用いている場合には経済産業省からの承認書の写し、商標を用いている場合には経済産業省への届出書の写しを添えて下さい。

ⅳ）　製造年月又は輸入年月の略号及びその表示箇所（略号を用いている場合）

ⅴ）　表示の見本（製品本体に表示）及び取扱説明書

ⅵ）　当該乳幼児用ベッドの写真（又はカタログ）

ⅶ）　製造工程図（フローチャート）

ⅷ）　特定製品製造（輸入）事業届出書又は変更届出書（本省又は所轄の経済産業局へ届け出たものの写し）

★１　「第１号検査申請書」については、本財団の WEB サイトよりダウンロードして下さい。

http://www.mgsl.or.jp/index/documents/tabid/85/Default.aspx

★２　表示の見本は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「省令」という。）に定められた規定【省令別表第１特定製品の区分 3.20(1)及び(2)】及び【消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について 3.20(1)及び(2)】に従って下さい。

★３　製品本体に表示する登録検査機関の略称又は名称は、下記の通り略称又は本財団名のいずれかを表示して下さい。

ⅰ）「ＭＧＳＬ」

ⅱ）「一般財団法人 日本文化用品安全試験所」

ⅲ）「登録検査機関　一般財団法人日本文化用品安全試験所」

（２）　手数料（消費税別）

①　第１号検査　９８円/個（特殊検査料金含む）

②　第１号検査希望場所への出張に要する費用を別途申し受けます。

この場合、最寄りの事業所所在地から目的地までの費用と出張費等となり、本財団適合性検査業務・旅費規程に基づきます。

（３）　検査の実施

「第１号検査申請書」に基づき、申請者の指定する場所において「技術上の基準等に関する省令で定める別表１の３項（以下「別表１の３項」という。）」について下記２つの検査に分けて実施し、両方に適合することが必要です。

(a)　一般検査：　別表１の３項の１及び２０の２項目
　　指定場所にて、申請ロットからの抜取検査を行います。

(b)　特殊検査：　別表１の３項の２から１９までの１８項目
　　本財団がサンプリングした１台を本財団にて検査致します。

※サンプリング試料を本財団に送付する際の輸送費用は、申請者においてご負担下さい。

（４）　検査の一部省略

特殊検査の結果は、検査から６ヶ月間、同一製造工場及び同一型式の申請に限り、追加の申請においても有効となります。

この有効期限内での、同一製造工場及び同一型式の追加申請の際は、特殊検査は省略され、一般検査と有効期限内の特殊検査の結果をもって総合判定いたします。

（５）　証明書の交付

上記（３）項の検査に適合した場合、本財団より申請者に対し「第１号検査適合証明書」を交付いたします。また、申請者は、交付された適合証明書を保存しなければなりません。

（６）ＰＳＣマークの表示

証明書の交付を受けた申請者は、当該申請ロットについて、「ＰＳＣマーク」を表示することができます。

（７）不適合処置

検査の結果が不適合の場合には、「第１号検査不適合通知書」を交付いたします。

なお、申請者は、「第１号検査不適合通知書」に記載した発行日より１０日以内に、不適合となった申請ロットの処置について、文書にて本財団へ報告をしていただきます。

５．第２号検査について

（１）　申請

本財団宛に、「第２号検査申請書」及び次に示す「添付書類」を提出して下さい。

①　添付書類

ⅰ）　当該乳幼児用ベッドの型式区分表

ⅱ）　当該乳幼児用ベッドの構造図、材質及び性能の概要

ⅲ）　特別特定製品を検査するための設備の名称、性能及び数

ⅳ）　工場又は事業場の図面

ⅴ）　品質管理の方法の概要（製品検査、検査設備管理、資材の受入及び製造管理、製造設備管理並びに組織及び責任と権限に関する事項）

ⅵ）　製造事業者名又は輸入事業者の名称について、略称を用いている場合には経済産業省からの承認書の写し、商標を用いている場合には経済産業省への届出書の写しを添えて下さい。

ⅶ）　製造年月又は輸入年月の略号及びその表示箇所（略号を用いてる場合は解読方法）

ⅷ）　表示の見本（製品本体に表示）及び取扱説明書

ⅸ）　当該乳幼児用ベッドの写真（又はカタログ）

ⅹ）　製造工程図（フローチャート）

ⅺ）　特定製品製造（輸入）事業届出書又は、変更届出書（本省又は、所轄の経済産業局へ届け出たものの写し）

★１　「第２号検査申請書」については、本財団の WEB サイトよりダウンロードして下さい。

http://www.mgsl.or.jp/index/documents/tabid/85/Default.aspx

★２　表示の見本は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「省令」という。）に定められた規定【省令別表第１特定製品の区分 3.20(1)及び(2)】及び【消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について 3.20(1)及び(2)】に従って下さい。

★３　製品本体に表示する登録検査機関の略称又は名称は、下記の通り略称又は本財団名のいずれかを表示して下さい。

ⅰ）「ＭＧＳＬ」

ⅱ）「一般財団法人 日本文化用品安全試験所」

ⅲ）「登録検査機関　一般財団法人日本文化用品安全試験所」

（２）　手数料

①　第２号検査申請手数料（消費税別途）

検査の種類	手数料		
第２号検査	ａ.工場審査	１型式当り	８４，６００円
	ｂ.工場審査一部省略	１型式当り	７７，０００円
	ｃ.工場審査全部省略	１型式当り	６１，７００円

②　審査指定場所への出張費は別途申し受けます。この場合、本財団最寄り事業所所在地（「東京都墨田区」又は「大阪府東大阪市」）からの本財団適合性検査業務・旅費規程に基づく出張費用となります。

（３）検査の実施

「第２号検査申請書」に基づき、本財団では、当該申請型式に係る工場又は事業場において、省令別表第４品質管理に関する事項に基づき、製品検査、検査設備管理、資材の受入れ及び製造管理、製造設備管理、組織及び責任と権限等についての審査を行います。また、当該申請型式の試料を、本財団において検査員が「別表１の３項」に基づき検査を実施いたします。

※　サンプリング試料を本財団へ送付する際の輸送費用は、申請者においてご負担下さい。

（４）現地審査の省略又は一部省略

申請者が既に第２号検査における有効期限内の適合証明書を保持している場合、同一工場の追加型式の第２号検査申請においては、下記の条件をともに満たすことにより、現地審査の全部又は一部を省略することができます。

※審査の全部省略：

・初回工場審査時と同様に省令別表第４品質管理に関する事項に基づく「品質体制」で品質確保を行っている。

・当該「品質管理体制」に相違がない旨、申請責任者による証明書の提出を行っている。

※審査の一部省略：

・検査設備又は製造設備を新たに導入し、該当検査設備又は製造設備と関連する部分の変更以外に影響がなければ、変更に関係する部分のみ工場審査を実施し、他を省略することができます。

（５）　証明書の交付

（３）項の検査に適合した場合、本財団より申請者に対し、「第２号検査適合証明書」を交付いたします。なお、申請者は、交付された証明書を１０年間保存しなければなりません。

（６）ＰＳＣマークの表示

証明書の交付を受けた申請者は、本証明書の有効期間（１０年間）において、「ＰＳＣマーク」を表示することができます。

（７）是正処置

検査の結果、主務省令で定める基準に不適合の場合には、本財団から申請者宛に「第２号検査是正勧告書」を発出いたします。

申請者が、「第２号検査是正勧告書」発出日より、原則１ヶ月以内に「是正処置報告書」を提出した場合は、再度の審査又は検査を行います。その結果が適合と決定した場合は、「第２号検査適合証明書」を交付いたします。また、その結果が不適合と決定した場合には「第２号検査不適合通知書」を交付いたします。

（８）　証明書の更新

第２号検査適合証明書の保存（有効）期間は１０年間です。引き続き当該型式の製造又は輸入を行う場合には、同証明書の更新が必要となります。なお、審査・検査の内容は、初回申請の内容と同様の手順となります。

６．　表示の禁止

「第１号検査適合証明書」又は「第２号検査適合証明書」が交付された後においても、申請者の当該製品が法第１５条第１項各号に該当するときは、経済産業大臣は、１年以内の期間を定めて表示を禁止することができるとされております。

７．苦情、問合せ等

苦情、お問合せについては、本財団の東京事業所又は大阪事業所で受付けております。住所、電話番号については「３．申請先」で確認してください。本財団のホームページからメールでお問い合わせ頂くこともできます。

本財団の事業内容（財務諸表等を含む）については、本財団のホームページでご覧頂くことができます。

ホームページアドレス：http://www.mgsl.or.jp

８．証明書受領の確認とアンケート

本財団が交付した「第１号検査適合証明書」、「第１号検査不適合通知書」、「第２号検査適合証明書」又は「第２号検査不適合通知書」を受領されましたら、別紙受領確認書をファクシミリまたは郵送にて送付をお願いします。

その際、アンケート調査も併せてご協力お願いします。

９．ＳＧマーク制度に係る検査について

第１号及び第２号性検査の申請の際、ＳＧマーク制度の検査を併せて申請される場合、下記手数料とともに製品安全協会への申請を併せて行って下さい。（ロット認証申請書は、本財団経由での申請となります。）

（１）ロット認証

「第１号適合性検査」と併せてＳＧマーク制度の「ロット認証」を希望される場合は、ロット認証申請書を本財団に提出して下さい。

★ロット認証手数料：１２円/個

（食品衛生法及びホルムアルデヒドに関する証明書取得費用及び消費税は別途必要です。）

（２）型式確認

「第２号検査」と併せてＳＧマーク制度の「型式確認」を申請される場合は、「第２号検査適合証明書」の交付を受けた後、当該証明書の写しを「型式確認申請書」に添付して製品安全協会へ申請して下さい。この際には、製品安全協会から「型式確認証」が交付されます。

型式確認に係る費用については、下記額を製品安全協会に納入して下さい。

★１　ＳＧマーク制度の工場等登録を併せて申請される場合

国内事業者の場合１，８００円（消費税別途）

外国事業者の場合２，６００円（消費税別途）

★２　ＳＧマーク制度の型式確認を併せて申請される場合

２，０００円（食品衛生法及びホルムアルデヒドに関する証明書取得費用及び消費税別途）

５年毎の型式確認のみの更新時

１，８００円（食品衛生法及びホルムアルデヒドに関する証明書取得費用及び消費税別途）

★３　ラベルの表示交付手数料は、（ＰＳＣマークとの合併ラベル※）は、６円／枚です。（消費税別途）表示交付申請の際にお支払下さい。

※ＳＧマーク制度の検査に適合した場合、「ＰＳＣマーク」、「ＳＧマーク」及び本財団の略称「ＭＧＳＬ」の３つが合併されたラベルが交付されます。このラベルを貼付される場合、製品本体への“登録検査機関名称又は略称”の表示に代えることができます。

※ＳＧマーク制度につきましては、製品安全協会（下記）に問い合わせ下さい。

一般財団法人　製品安全協会（業務グループ）

東京都台東区竜泉２－２０－２ミサワホームズ三ノ輪２階

電話　03-5808-3302　　FAX　03-5808-3305

ホームページアドレス：http://www.sg-mark.org

申請者の遵守事項

申請者は、以下の事項について充分確認し理解して下さい。

a) 関連法規を遵守して下さい。

b) 適合性検査に係る全ての規程類・記録等の文書を整備して下さい。

c) 適合性の表明に際しては、適合性検査の対象となった特別特定製品についてだけ証明されていることを表明して下さい。

d) 法律に規定されている内容を、逸脱するような適合性検査証明書の使い方や表明は行わないで下さい。

e) 一時停止又は取消しの場合、製品保証を言及しているすべての宣伝・広告等を中止して下さい。
＊一時停止又は取消しの例
・省令の技術基準に特別特定製品が適合していない場合
・申請された以外の当該製品にＰＳＣマークの誤解を招くような使用をしている場合等

f) 特別特定製品が、適用法律に適合していると証明されていることを示すためだけに適合性検査証明書及び指定の表示をして下さい。

g) 適合性検査証明書、検査報告書又はその一部分であっても、誤解を招くような方法で使用しないで下さい。

h) 書類、パンフレット、宣伝、広告などのような媒体で製品保証についてふれる場合には、本財団の要求事項に従って下さい。

i) 本財団は、消費生活用製品安全法に基づき関係当局から必要な情報を求められた場合は、情報を提供する場合があります。
その他法律等に基づき、関係省庁から適合性検査に関わる情報を求められた場合は、申請者に通知の上情報を提供する場合があります。

第１号検査フロー図

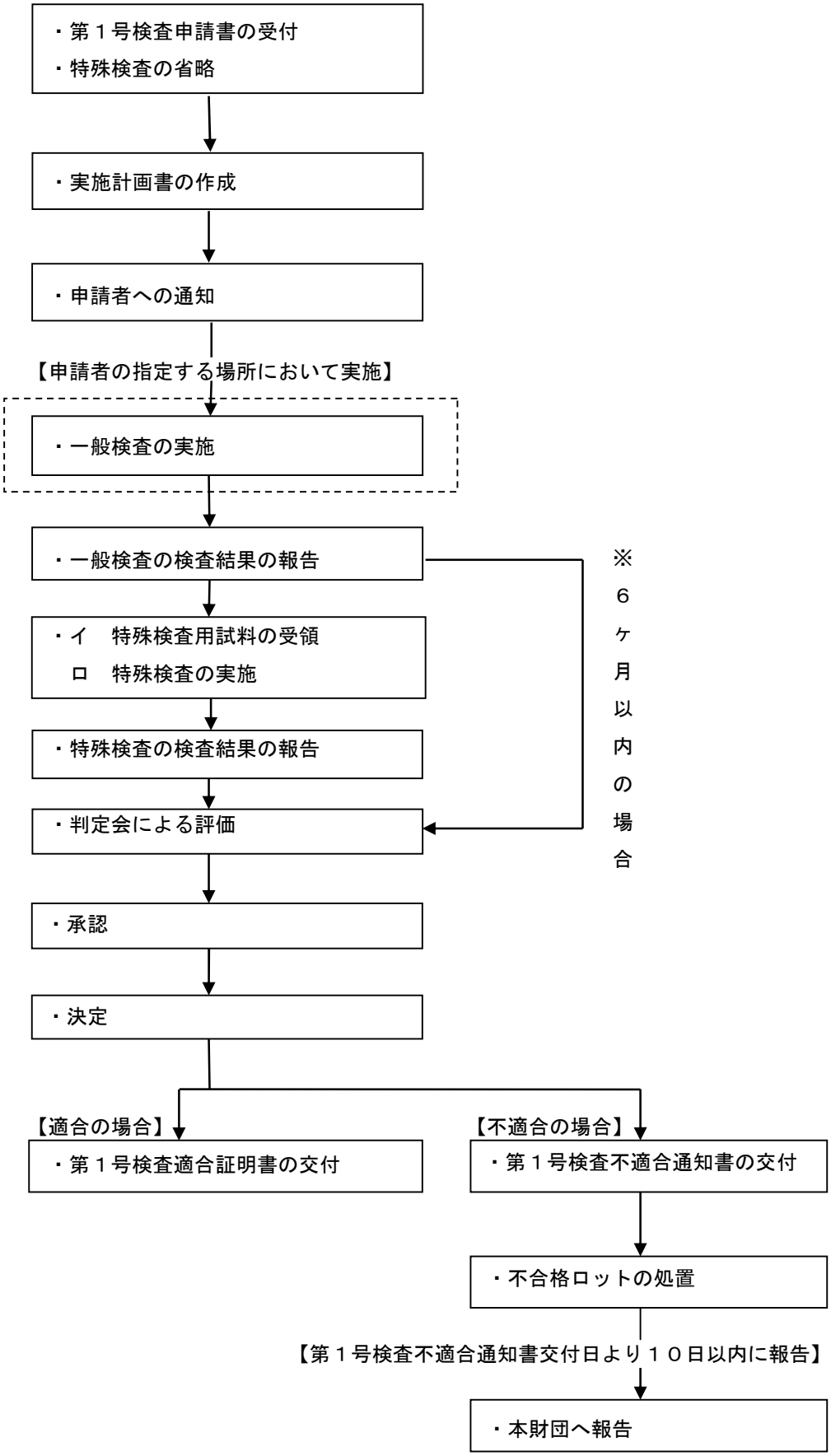
・第１号検査申請書の受付
・特殊検査の省略
・実施計画書の作成
・申請者への通知
【申請者の指定する場所において実施】
・一般検査の実施
・一般検査の検査結果の報告
※６ヶ月以内の場合
・イ　特殊検査用試料の受領
ロ　特殊検査の実施
・特殊検査の検査結果の報告
・判定会による評価
・承認
・決定
【適合の場合】
【不適合の場合】
・第１号検査適合証明書の交付
・第１号検査不適合通知書の交付
・不合格ロットの処置
【第１号検査不適合通知書交付日より１０日以内に報告】
・本財団へ報告

第２号検査フロー図

Ａ．初回申請及び更新申請の場合（図１－１）

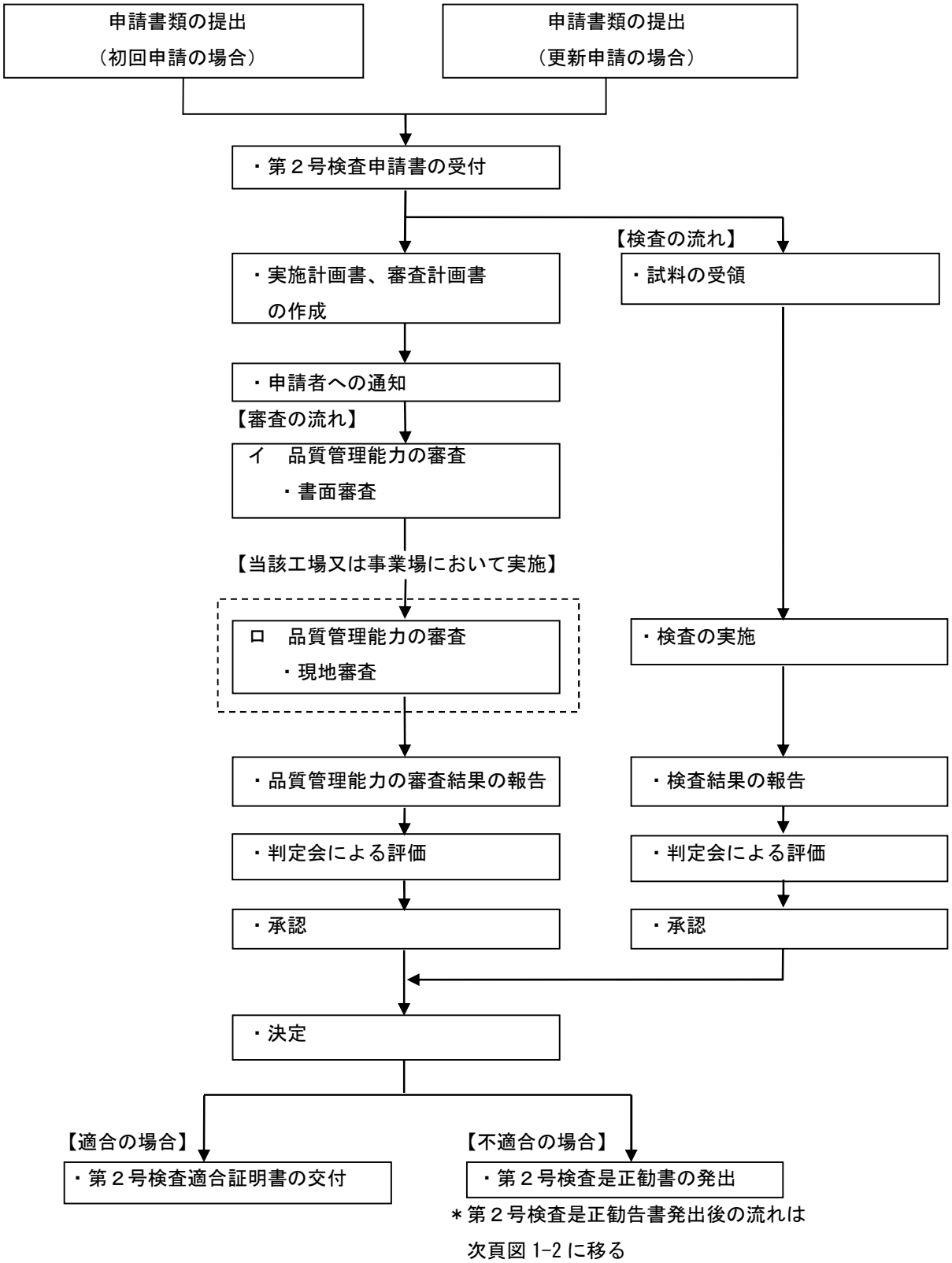

Ｂ．第２号検査是正勧告書の発出後の流れ（図１－２）

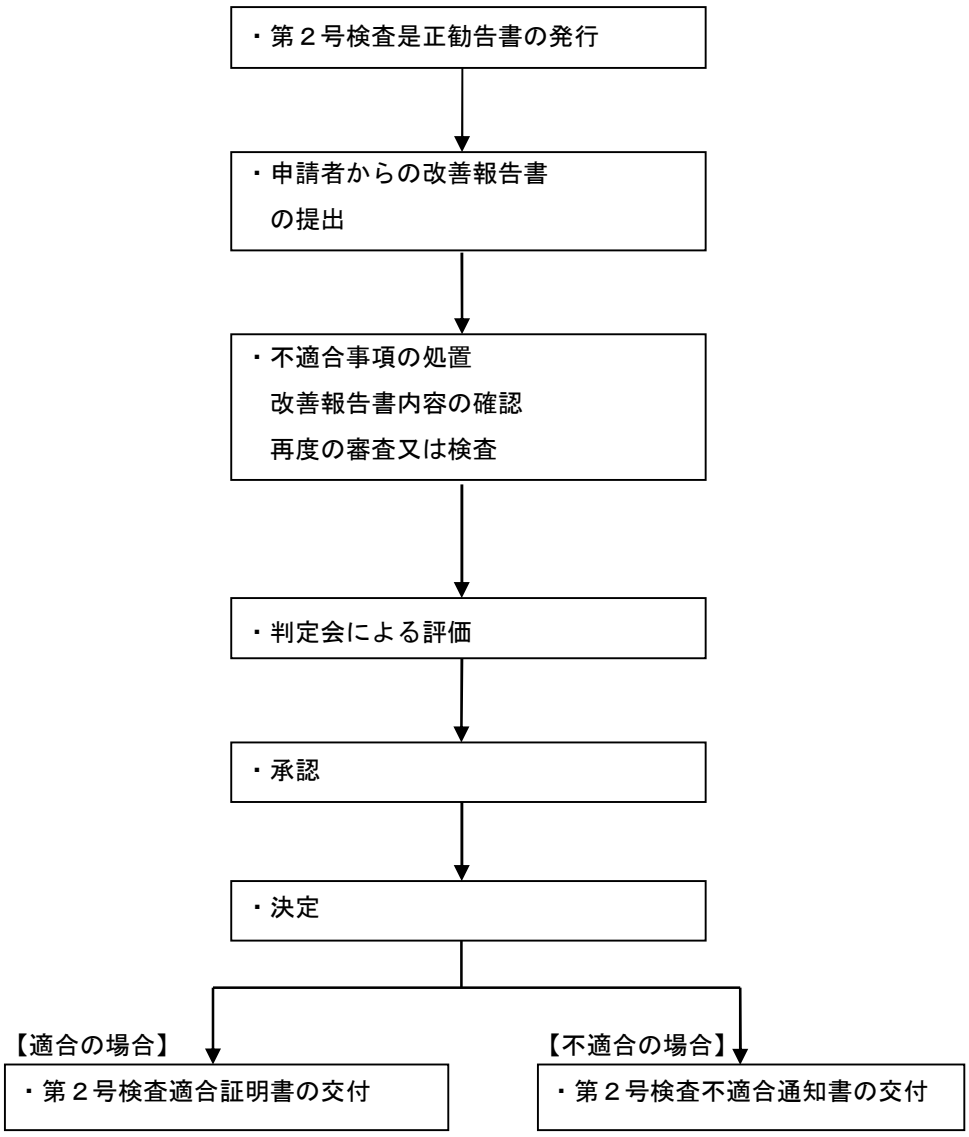

Ｃ．型式追加申請の場合（図２）

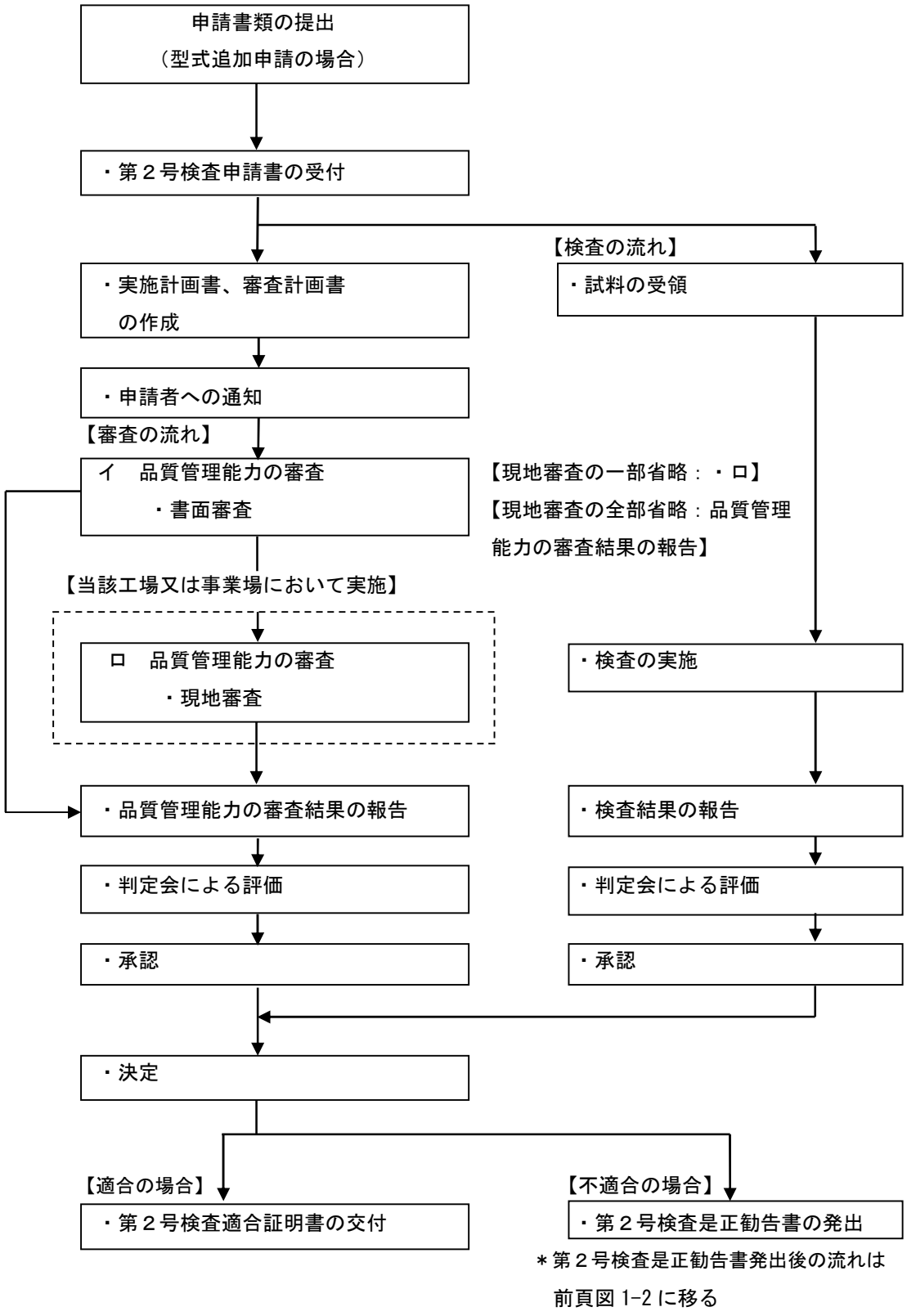

お　客　様　各　位

この度は、本財団に消費生活用製品安全法適合性検査のご依頼を賜り、厚く御礼申し上げます。　本紙は証明書類の受領書確認とお客様へのアンケートを兼ねております。

１．証明書類受領の確認

証明書類がお手元に届きました際には、証明書類の確認をお願いします。受領した日付、ご担当者様名、確認印を押印の上、FAX 又は郵送等にて送付してください。お願いします。

一般財団法人日本文化用品安全試験所　御中

受領確認書

受領日：平成　　年　　月　　日、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受領しました。

担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

２．アンケート調査へのご協力

このアンケートは、お客様の率直なご意見を収集し、お客様へのサービス向上に役立てるために行っているものです。必要事項の記載のうえ、本財団宛に FAX 又は送付頂ければ幸いです。直接お持ちいただいても構いません。

本財団サービスについて

・受付について：
□満足　□どちらともいえない　□不満足
（不満足な場合その理由をご記入ください。：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・第１号検査について：
□満足　□どちらともいえない　□不満足
（不満足な場合その理由をご記入ください。：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・第２号検査について：
□満足　□どちらともいえない　□不満足
（不満足な場合その理由をご記入ください。：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・その他要望等ございましたらご記入ください。：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご協力ありがとうございました。

送付先

【東京事業所】
一般財団法人 日本文化用品安全試験所　製品安全部製品安全課　行
ＦＡＸ：０３－３８２９－２５９５
郵送先：〒130-8611　東京都墨田区東駒形 4-22-4

【大阪事業所】
一般財団法人 日本文化用品安全試験所　生活用品部製品安全課　行
ＦＡＸ：０７２－９６８－２２２１
郵送先：〒578-0921　大阪府東大阪市水走 3-6-14